

新規上場申請のための四半期報告書

(第5期第2四半期)

自 2023年7月1日

至 2023年9月30日

株式会社ナルネットコミュニケーションズ

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
第2 事業の状況	4
1 事業等のリスク	4
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	13
第2 四半期累計期間	13
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	14
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年11月21日
【四半期会計期間】	第5期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
【会社名】	株式会社ナルネットコミュニケーションズ
【英訳名】	Nalnet Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆志
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市下市場町5丁目1番地16
【電話番号】	0568-20-9111
【事務連絡者氏名】	取締役 東村 大介
【最寄りの連絡場所】	愛知県春日井市下市場町5丁目1番地16
【電話番号】	0568-20-9111
【事務連絡者氏名】	取締役 東村 大介

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期 第2四半期累計期間
会計期間		自2023年4月1日 至2023年9月30日
売上高	(千円)	3,675,904
経常利益	(千円)	326,084
四半期純利益	(千円)	193,540
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	50,000
発行済株式総数	(株)	5,276,100
純資産額	(千円)	3,105,429
総資産額	(千円)	9,516,428
1株当たり四半期純利益	(円)	36.68
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	32.63
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	655,875
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△59,047
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△161,374
現金及び現金同等物の四半期末 残高	(千円)	1,007,672

回次		第5期 第2四半期会計期間
会計期間		自2023年7月1日 至2023年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	26.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は、2023年8月27日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつあり、社会・経済活動に持ち直しの動きが見られました。一方で、不安定な国際情勢や円安を背景に、エネルギーコストや原材料価格の高騰の影響が残るなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、EV化や自動運転化など、「100年に一度の大変革期」と言われる自動車を取り巻く環境の変化に対応するため、お客様の多様なニーズ、幅広いサービスに対応できるシステム開発を推進し、車両管理業務をより効率的に受託できる体制を構築することで、事業領域の拡大を図っております。また、技術力及び作業品質の高い整備工場とのアライアンスの維持、拡大のため、8月1日にクルマのアフターマーケットで働く人の知恵と情報をシェアするソーシャルメディア「モビノワ」をオープンし、整備工場ネットワークの更なる拡充に取り組んでおります。

主力のメンテナンス受託事業におきましては、大口提携先の増台等による受託台数の増加により、2023年9月末時点の受託台数は73,790台となるなど、売上高及び売上総利益は順調に推移しました。原材料価格の高騰による影響に対しましては、整備内容の適正化による原価率の改善を推進し、適切な利益水準を確保できる管理をおこなっております。また、MLS（マイカーリースサポート）事業におきましては、管理台数が70,145台となり、その他の事業も合わせた2023年9月末時点の当社における総管理台数は172,718台となりました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は3,675百万円、営業利益は331百万円、経常利益は326百万円、四半期純利益は193百万円となりました。

なお、当社は自動車関連BP事業の単一セグメントのため、事業のセグメント別業績については記載していません。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期会計期間末の資産合計は、9,516百万円となり、前事業年度末と比べ83百万円減少いたしました。この主な要因は、現金及び預金の増加435百万円、売掛金及び契約資産の減少347百万円、顧客関連資産の減少95百万円等によるものであります。

負債合計は、6,410百万円となり、前事業年度末と比べ277百万円減少いたしました。この主な要因は、買掛金の減少313百万円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の減少151百万円等によるものであります。

純資産合計は、3,105百万円となり、前事業年度末と比べ194百万円増加いたしました。この主な要因は、四半期純利益193百万円を計上したことによる利益剰余金の増加193百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、1,007百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、655百万円の収入となりました。主な要因は、税引前四半期純利益326百万円、売上債権及び契約資産の減少347百万円等があった一方で、仕入債務の減少313百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、59百万円の支出となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出52百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、161百万円の支出となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出151百万円等があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、適用を受ける法令の改正等には細心の注意を払い情報収集に力を入れる等、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因について低減し、適切な対応に努めてまいります。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の状況については、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載しているとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、運転資金、設備投資、法人税等の支払、借入金の返済等であります。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入金を基本としております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
計	21,000,000

- (注) 1. 2023年6月29日の定時株主総会決議により、普通株式の発行可能株式総数は10,000株減少し、210,000株となっております。
2. 当社は、2023年8月10日の取締役会決議により、2023年8月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数が20,790,000株増加して21,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,276,100	5,276,100	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	5,276,100	5,276,100	—	—

- (注) 1. 当社は、2023年8月10日の取締役会決議により、2023年8月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が5,223,339株増加して5,276,100株となっております。
2. 2023年8月25日の臨時株主総会決議において定款変更が決議され、2023年8月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年8月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 7(注)5
新株予約権の数(個) ※	2,190(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 219,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,500
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年9月1日 至 2033年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注)3
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 新株予約権証券の発行時（2023年8月28日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後に、株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,500円とする。なお、新株予約権の割当日以降に、株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をおこなう場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をおこなう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社等の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権の取得事由

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は)、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存す

る新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
前記4. に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3. に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
前記5. に準じて決定する。
7. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年8月27日(注)	5,223,339	5,276,100	—	50,000	—	1,169,000

(注) 当社は、2023年8月10日の取締役会決議により、2023年8月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が5,223,339株増加して5,276,100株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ジャフコSV6投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコグループ株式会社内	2,701,376	51.20
Mobility & Maintenance Japan株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号 伊藤忠商事株式会社内	1,899,396	36.00
ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコグループ株式会社内	675,328	12.80
計	—	5,276,100	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,275,900	52,759	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	200	—	—
発行済株式総数	5,276,100	—	—
総株主の議決権	—	52,759	—

(注) 1. 当社は、2023年8月10日の取締役会決議により、2023年8月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が5,223,339株増加して5,276,100株となっております。

2. 2023年8月25日の臨時株主総会決議において定款変更が決議され、2023年8月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員】の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当第2四半期累計期間における役員は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役	南黒沢 晃	2023年9月30日

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	602,220	1,037,673
売掛金及び契約資産	2,875,720	2,528,633
リース債権及びリース投資資産	161,363	161,437
商品	20,448	14,409
貯蔵品	2,826	5,025
その他	118,527	75,525
貸倒引当金	△300	△300
流動資産合計	3,780,807	3,822,405
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	419,346	408,864
賃貸資産（純額）	8,537	6,971
工具、器具及び備品（純額）	8,743	9,408
土地	267,040	267,040
リース資産（純額）	32,313	22,702
有形固定資産合計	735,982	714,986
無形固定資産		
ソフトウェア	92,876	101,866
ソフトウェア仮勘定	127,333	154,054
顧客関連資産	3,103,500	3,007,999
のれん	1,695,645	1,644,262
その他	16,187	16,187
無形固定資産合計	5,035,542	4,924,371
投資その他の資産		
差入保証金	15,398	19,398
その他	32,813	36,183
貸倒引当金	△917	△917
投資その他の資産合計	47,295	54,664
固定資産合計	5,818,819	5,694,022
資産合計	9,599,627	9,516,428

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,609,563	1,296,389
短期借入金	580,000	580,000
1年内返済予定の長期借入金	505,914	507,658
リース債務	18,354	16,188
未払法人税等	3,779	171,960
契約負債	1,078,522	1,147,037
賞与引当金	81,917	68,619
その他	344,951	361,846
流動負債合計	4,223,002	4,149,699
固定負債		
長期借入金	1,333,090	1,180,016
リース債務	15,477	7,599
退職給付引当金	132,446	130,020
繰延税金負債	984,346	943,663
固定負債合計	2,465,360	2,261,299
負債合計	6,688,363	6,410,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	2,588,000	2,588,000
利益剰余金	272,040	465,580
株主資本合計	2,910,040	3,103,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,223	1,848
評価・換算差額等合計	1,223	1,848
純資産合計	2,911,264	3,105,429
負債純資産合計	9,599,627	9,516,428

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	3,675,904
売上原価	2,476,693
売上総利益	1,199,211
販売費及び一般管理費	※ 867,918
営業利益	331,292
営業外収益	
受取配当金	187
受取賃貸料	109
クレーム対策関連収益	864
その他	260
営業外収益合計	1,422
営業外費用	
支払利息	6,629
その他	0
営業外費用合計	6,629
経常利益	326,084
税引前四半期純利益	326,084
法人税、住民税及び事業税	173,554
法人税等調整額	△41,010
法人税等合計	132,544
四半期純利益	193,540

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	326,084
減価償却費	64,670
顧客関連資産償却額	95,500
のれん償却額	51,382
賞与引当金の増減 (△は減少)	△13,298
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,426
受取利息及び受取配当金	△188
支払利息	6,629
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	347,086
棚卸資産の増減額 (△は増加)	3,840
リース債権及びリース投資資産の増減額 (△は増加)	△20,983
仕入債務の増減額 (△は減少)	△313,173
契約負債の増減額 (△は減少)	68,515
その他	△1,226
小計	612,414
利息及び配当金の受取額	188
利息の支払額	△6,724
法人税等の支払額	△5,373
法人税等の還付額	55,371
営業活動によるキャッシュ・フロー	655,875
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,217
無形固定資産の取得による支出	△52,521
投資有価証券の取得による支出	△309
投資活動によるキャッシュ・フロー	△59,047
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△151,330
リース債務の返済による支出	△10,044
財務活動によるキャッシュ・フロー	△161,374
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	435,452
現金及び現金同等物の期首残高	572,219
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,007,672

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
給料及び手当	351,303千円
賞与引当金繰入額	68,619
退職給付費用	11,217

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
現金及び預金勘定	1,037,673千円
預入期間が3か月を超える定期預金	30,001
現金及び現金同等物	1,007,672

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)

1. 配当金支払額

該当ありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自動車関連BPO事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
メンテナンス受託サービス	2,974,295
BPOサービス	375,889
車両販売	269,482
その他	4,252
顧客との契約から生じる収益	3,623,919
その他の収益 (注)	51,984
外部顧客への売上高	3,675,904

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく収益等で、「顧客との契約から生じる収益」と区分して記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	36円68銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	193,540
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	193,540
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,276,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2023年8月28日発行の新株予約権(新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式219,000株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2023年8月27日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月14日

株式会社ナルネットコミュニケーションズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

古田賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本田一暎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナルネットコミュニケーションズ（旧社名 株式会社NALホールディングス）の2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の第2四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナルネットコミュニケーションズ（旧社名 株式会社NALホールディングス）の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上